

産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都国立市矢川三丁目23番地の11

氏名 株式会社リスト
代表取締役 遠藤 重雄

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 平成30年10月17日

許可の有効年月日 平成35年10月16日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：処分（中間処理）

(2) 処分の方法と取り扱う産業廃棄物の種類（限定内容は裏面のとおりに）

焼却：汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、
動植物性残さ、動物系固形不要物、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、
動物の死体 (以上13種類)破砕：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラス・コンクリート・
陶磁器くず (以上6種類)

(水銀使用製品産業廃棄物を含む)

(以上6種類)

圧縮梱包：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラス・コン
クリート・陶磁器くず (以上7種類)

2 事業の用に供する施設（施設詳細は裏面のとおりに）

(1) 所在地：東京都国立市泉一丁目8番3

(2) 所在地：東京都国立市泉一丁目10番9（第2工場）

3 許可の条件

(1) 破砕施設の作業時間は、原則として8時から17時までとする。

(2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」
及びその他の関係法令を遵守すること。

(3) 中間処理は本都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成15年10月17日 新規許可

平成30年10月17日 更新許可 第3回

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 有

(裏面あり)

(裏面)

2 事業の用に供する施設

(1)所在地：東京都国立市泉一丁目8番3

施設種類	産業廃棄物の種類 (限定内容)	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	施設 許可番号	施設 許可年月日
焼却	汚泥	— t/日	48.0 t/日	平成15年10月10日	産施 第10005号	平成14年4月30日
	廃油	— t/日				
	廃酸	— t/日				
	廃アルカリ	— t/日				
	廃プラスチック類	— t/日				
	紙くず	— t/日				
	木くず	— t/日				
	繊維くず	— t/日				
	動植物性残さ	— t/日				
	動物系固形不要物	— t/日				
	金属くず (他の種類との複合物及 び医療系廃棄物に限る)	— t/日				
	ガラス・コンクリート・ 陶磁器くず (他の種類との複合物及 び医療系廃棄物に限る)	— t/日				
動物の死体	— t/日					
破碎	廃プラスチック類	34.6 t/日	52.6 t/日	平成15年10月10日	産施 第10006号	平成14年4月30日
	紙くず	38.4 t/日				
	木くず	73.4 t/日				
	繊維くず	34.6 t/日				
	金属くず	54.7 t/日				
	ガラス・コンクリート・ 陶磁器くず	194.9 t/日				
破碎	廃プラスチック類、金属 くず、ガラス・コンクリ ート、陶磁器くずの混合 物（廃蛍光灯に限 る）（水銀使用製品産業 廃棄物）	2.0 t/日	—	平成23年6月2日	—	—

(2)所在地：東京都国立市泉一丁目10番9 (第2工場)

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	施設 許可番号	施設 許可年月日
圧縮梱包	廃プラスチック類	319.2 t/日	256.8 t/日	平成24年12月29日	—	—
	紙くず	297.6 t/日				
	木くず	— t/日				
	繊維くず	117.6 t/日				
	ゴムくず	472.8 t/日				
	金属くず	1,024.8 t/日				
	ガラス・コンクリート・ 陶磁器くず	— t/日				

(以下余白)

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都国立市矢川三丁目23番地の11

氏名 株式会社リスト
代表取締役 遠藤 重雄

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 平成29年 6月12日

許可の有効年月日 平成34年 6月11日

1 事業の範囲

(1) 業の区分

収集・運搬（積替え保管を除く）

(2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類、動物の死体、ばいじん
(水銀使用製品産業廃棄物を含む) (水銀含有ばいじん等を含む)

(以上16種類)

2 積替え保管施設

3 許可の条件

「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

4 許可の更新・変更の状況

平成 4年 6月 12日 新規許可
平成 29年 6月 12日 更新許可 第 5 回

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)



産廃プロフェッショナル

認定番号: 4-17-D0093S

東京都



特別管理産業廃棄物処分業許可証

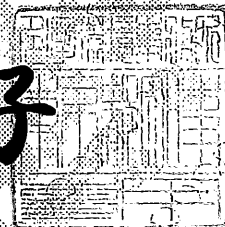
住所 東京都国立市矢川三丁目2-3番地の1-1

氏名 株式会社リスト
代表取締役 遠藤 重雄

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第6項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 平成30年10月17日

許可の有効年月日 平成35年10月16日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：処分（中間処理）

(2) 処分の方法と取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

- 焼却：①廃油（揮発油類、灯油類、軽油類）
 ②廃酸（pH2.0以下のもの）
 ③廃アルカリ（pH12.5以上のもの）
 ④感染性産業廃棄物

2 事業の用に供する施設（施設詳細は裏面のとおりに）

所在地 東京都国立市泉一丁目8番3

3 許可の条件

- (1) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること
 (2) 中間処理は本都の承認を得た方法により行うこと

4 許可の更新・変更の状況

平成15年10月17日	新規許可
平成30年10月17日	更新許可 第3回

株式会社 リスト
 印と一捺印なきものは無効

5 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無 有

(裏面あり)



(裏面)

2 事業の用に供する施設

所在地：東京都国立市泉一丁目8番3

施設種類	特別管理産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	施設 許可番号	施設 許可年月日
焼却	廃油 (揮発油類、灯油類、軽油類)	— t/日	48.0 t/日	平成15年10月10日	産施 第10005号	平成14年4月30日
	廃酸 (pH2.0以下のもの)	— t/日				
	廃アルカリ (pH12.5以上のもの)	— t/日				
	感染性産業廃棄物	— t/日				

(以下余白)

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都国立市矢川三丁目23番地の11

氏名 株式会社リスト
代表取締役 遠藤 重雄

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子

許可の年月日 平成31年 3月 8日

許可の有効年月日 平成36年 3月 7日

1 事業の範囲

(1) 業の区分

収集・運搬 (積替え保管を除く。)

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

- ① 廃油 (揮発油類、灯油類、軽油類)
- ② 廃酸 (pH2.0以下のもの)
- ③ 廃アルカリ (pH12.5以上のもの)
- ④ 感染性産業廃棄物
- ⑤ 特定有害産業廃棄物
- ア. 金属等を含む廃棄物 (裏面別表のとおり)

2 積替え保管施設

3 許可の条件

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

4 許可の更新・変更の状況

平成16年 3月 8日 新規許可
平成31年 3月 8日 更新許可 第3回

5 積替え許可の有無 無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)

認定番号:4-17-D0093S

(認定は感染性産業廃棄物)



産廃プロフェッショナル



東京都

別表 産業廃棄物の種類：金属等を含む廃棄物

有害物質名	限定内容	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
		アルキル水銀化合物	水銀又はその化合物	カドミウム又はその化合物	鉛又はその化合物	有機燐化合物	六価クロム化合物	砒素又はその化合物	シアン化合物	PCB	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	一・二・ジクロロエタン	一・一・ジクロロエチレン	シス-一・二・ジクロロエチレン	一・一・一・トリクロロエタン	一・一・二・トリクロロエタン	一・一・三・ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン又はその化合物	一・四・ジオキサン	ダイオキシン類
燃え殻				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
汚泥		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
廃油											○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
廃酸		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
廃アルカリ		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鉍さい		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ばいじん		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
指定下水汚泥																											

[備考] ・表中の「○」は取扱うことができるもの、「-」は取扱うことができないものを示す。

(以下余白)

一般廃棄物処理業許可証

住 所 東京都国立市矢川三丁目23番地の11
氏 名 株式会社リスト 代表取締役 遠藤 重雄
電話番号 042-572-1300
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

国立市における廃棄物等の発生の抑制、循環的な利用の促進及び適正な処分の確保に
関する条例第60条第2項の規定による許可を受けた者であることを証する。

国立市長 永見 理夫

許可の種類 一般廃棄物処分業

許可の年月日 令和2年4月1日

許可の有効期限 令和4年3月31日

1. 事業の範囲

一般廃棄物の種類	木くず、紙くず、繊維くず、廃プラスチック類、動物若しくは植物に係る固形状の不要物又は動物の死体 家庭系一時多量ごみ
収集・運搬・処分の区別	処分
処分の品目	木くず、紙くず、繊維くず、廃プラスチック類、動物若しくは植物に係る固形状の不要物又は動物の死体 家庭系一時多量ごみ
作業場所	国立市泉1-8-3

2. 許可の条件 処分するものは、国立市内から排出された一般廃棄物に限定する。

3. 許可の更新・変更の状況

平成16年度新規登録

平成20年度処分品目追加 平成22年度代表者変更 平成23年度休止届

平成18・20・22・24・26・28・30・令和2年度更新

一般廃棄物処理業許可証

住 所 東京都国立市矢川三丁目23番地の11
氏 名 株式会社リスト 代表取締役 遠藤 重雄
電話番号 042-572-1300

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

国立市における廃棄物等の発生の抑制、循環的な利用の促進及び適正な処分の確保に
関する条例第60条第1項の規定による許可を受けた者であることを証する。

国立市長 永見 理夫



許可の種類 一般廃棄物収集運搬業
許可の年月日 令和2年4月1日
許可の有効期限 令和4年3月31日

1. 事業の範囲 一般廃棄物の種類 事業系一般廃棄物(紙、生ごみ等)
家庭系一時多量ごみ
収集・運搬・処分の区別 収集及び運搬
作業場所 国立市内

2. 許可の条件 裏面のとおり

3. 許可の更新・変更の状況

平成4年度新規登録

平成22年度代表者変更

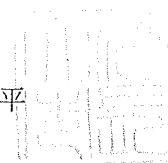
平成5・6・7・8・9・10・12・14・16・18・20・22・24・26・28・30・令和2年度更新

国立市矢川3-23-11

株式会社リスト

代表取締役 遠藤 重雄 様

立川市長 清水 庄平



一般廃棄物収集運搬業許可証

令和2年2月19日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業の許可については、立川市廃棄物処理及び再利用促進条例第47条第1項の規定により、次のとおり許可します。

取り扱う一般廃棄物の種類	事業系一般廃棄物
収集又は運搬の別	収集・運搬（積替え保管を除く）
営業の区域	立川市内
運搬車その他の主たる収集又は運搬のための器材の種類及び数量	7.9t脱着装置付コンテナ専用車1台、0.35tバン1台、1.15tバン1台、1.5tバン1台、2tバン1台、1.75塵芥車1台、2.15塵芥車1台 計7台
主たる事務所以外の営業所などの名称、所在地及び電話番号	株式会社リスト処理センター 東京都国立市泉1-8-3 042-571-0010
従業員数	27人
許可の有効期間	令和2年4月1日～令和4年3月31日

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都国立市矢川三丁目23番地の11

氏名 株式会社リスト
代表取締役 遠藤 重雄〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、下記のとおり許可する。

令和元年 5月 8日

八王子市長 石森 孝志

記

- | | |
|----------------|---|
| 1 取り扱う一般廃棄物の種類 | 事業系一般廃棄物
厨芥、木くず、紙くず、繊維くず
(以上4種類) |
| 2 収集・運搬の区別 | 収集・運搬(積替え保管を除く) |
| 3 運搬先 | 事業系一般廃棄物
戸吹清掃工場 |
| 4 作業場所 | 八王子市域内 |
| 5 許可の有効期間 | 令和元年 6月 1日から
令和 3年 5月31日まで
(裏面あり) |

6 許可の条件

- (1) 市域外から排出された廃棄物を処分または積み替えをするため、市域内に搬入してはならない。
- (2) 廃棄物を収集する際に、可燃ごみと不燃ごみ（焼却不適ごみを含む）を混載してはならない。
- (3) 処理施設へ運搬する過程で廃棄物を積み替えてはならない。
- (4) 産業廃棄物を同一車両に混載してはならない。
- (5) 「1 取り扱う一般廃棄物の種類」を「3 運搬先」以外に搬入しないこと。

(以下余白)

変更事項

変更年月日及び番号	件名	変更内容	印
年 月 日 第 号			
年 月 日 第 号			
年 月 日 第 号			
年 月 日 第 号			
年 月 日 第 号			

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、八王子市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定（1の審査請求をした場合は、裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、八王子市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 1（又は2）の場合において、この決定（2の場合で1の審査請求をした場合は、裁決）の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求（2の場合には処分の取消しの訴えの提起）をすることはできません。



第14号様式(第44条、第46条、第49条、第50条関係)

許可第50号

住所 東京都国立市矢川三丁目23番地の11

氏名 株式会社 リスト

代表取締役 遠藤 重雄

一般廃棄物収集運搬業許可証

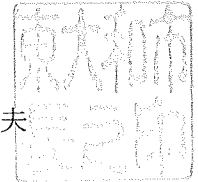
東大和市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第51条第1項
第52条第1項の規定により、

下記のとおり許可する。

令和2年 2月20日

東大和市長

尾崎保夫



記

取り扱う一般廃棄物の種類	一般廃棄物
収集又は運搬の区分	収集・運搬
作業場所	東大和市内に限る
運搬先	小平・村山・大和衛生組合(小平市中島町2番1号) 他
許可の有効期間	令和2年4月1日から 令和4年3月31日まで
許可条件	東大和市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例並びに関 係法令を遵守すること。

(注意)

- この許可に不服があるときは、この許可があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、市長に対して書面で審査請求をすることができます(なお、この許可があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この許可の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この許可については、この許可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として(訴訟において被告を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この許可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この許可の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

産業廃棄物収集運搬業許可証

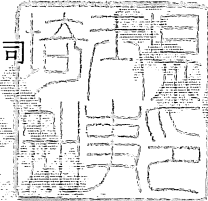
住所 東京都国立市矢川三丁目23番地の11

氏名 株式会社 リスト

代表取締役 遠藤 重雄

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 上田 清司



許可の年月日 平成30年 3月29日

許可の有効年月日 平成35年 3月28日

1. 事業の範囲

- (1) 事業の区分：収集運搬（積替え保管を除く。）
- (2) 取り扱える産業廃棄物の種類

燃え殻
 汚泥
 廃油
 廃酸
 廃アルカリ
 廃プラスチック類(#1)
 紙くず
 木くず
 繊維くず
 動植物性残さ
 金属くず(#1)
 ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず(#1)
 がれき類
 ばいじん
 以上14種類

- ※ 産業廃棄物の種類に(*)表示のある場合は石綿含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。
- ※ 産業廃棄物の種類に(#1)表示のある場合は水銀使用製品産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。
- ※ 産業廃棄物の種類に(#2)表示のある場合は水銀含有ばいじん等を含み、表示のない場合は含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ該当なし

3. 許可の条件
特になし

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成25年 3月29日	指令産廃第7-692号	新規許可
平成30年 3月29日	指令産廃第9-1422号	更新許可
平成30年11月26日		変更届（住居表示）
	以下余白	

5. 積替え許可の有無 無

- ※ 県内の政令市における許可の有無を記載

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無

無

株式会社 リスト
 再コピー赤印なきものは無効

(以下余白)

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都国立市矢川三丁目23番地の11

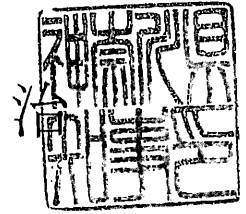
氏名 株式会社リスト

〔法人にあつては名称及び代表者の氏名〕 代表取締役 遠藤 重雄

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

神奈川県知事

黒 岩 祐 治



許可の年月日	平成 30年 5月 1日
(初回許可年月日)	平成 25年 4月 26日
許可の有効年月日	平成 35年 4月 25日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集運搬（積替・保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類（取扱う産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
燃え殻、汚泥（※2）、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（※2）、紙くず、木くず、
繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、金属くず（※2）、ガラスくず・コンクリート
くず・陶磁器くず（※2）、がれき類、動物の死体、ばいじん（※3）

※1：石綿含有産業廃棄物を含む。

※2：水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※3：水銀含有ばいじん等を含む。

(注1) 石綿含有産業廃棄物を含む旨、水銀使用製品産業廃棄物を含む旨又は水銀含有ばいじん等を含む旨の注記がない種類については、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

3. 許可の条件
なし

株式会社 リスト
再コピー捺印なきものは無効

4. 許可の更新及び変更の状況

平成30年11月26日 住所（変更前：東京都国立市谷保6300番地、変更後：東京都国立市矢川三丁目23番地の11）

平成30年 5月 1日 更新許可

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無

備考

「5. 積替え許可の有無」には、政令市の許可を記載した。

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

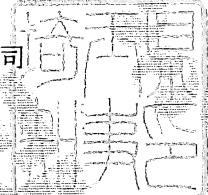
住所 東京都国立市矢川三丁目23番地の11

氏名 株式会社 リスト

代表取締役 遠藤 重雄

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 上田 清司



許可の年月日 平成30年 3月29日

許可の有効年月日 平成35年 3月28日

1. 事業の範囲

- (1) 事業の区分：収集運搬（積替え保管を除く。）
- (2) 取り扱える特別管理産業廃棄物の種類
 - 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）
 - 廃酸（pH2.0以下のものに限る。）
 - 廃アルカリ（pH12.5以上のものに限る。）
 - 感染性産業廃棄物
 - 以上4種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし

3. 許可の条件
特になし

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成25年 3月29日	指令産廃第10-48号	新規許可
平成30年 3月29日	指令産廃第12-108号	更新許可
平成30年11月26日		変更届（住居表示）
	以下余白	

5. 積替え許可の有無 無
※ 県内の政令市における許可の有無を記載

6. 規則第10条の1-2第2項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)

株式会社 リスト
再コピー・転印なきものは無効

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都国立市矢川三丁目23番地の11

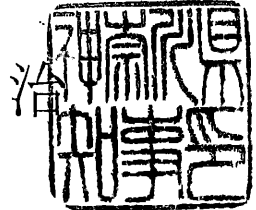
氏 名 株式会社リスト

〔法人にあつては名称
及び代表者の氏名〕

代表取締役 遠藤 重雄

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

神奈川県知事 黒 岩 祐 治



許可の年月日 平成 30年 5月 1日
(初回許可年月日 平成 25年 4月 26日)
許可の有効年月日 平成 35年 4月 25日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集運搬（積替・保管を除く。）

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）、廃酸（pH2.0以下のものに限る。）、廃アルカリ（pH12.5以上のものに限る。）、感染性産業廃棄物

特定有害産業廃棄物

金属等を含む特定有害産業廃棄物（別表のとおり。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新及び変更の状況

平成30年11月26日 住所（変更前：東京都国立市谷保6300番地、変更後：東京都国立市矢川三丁目23番地の11）

平成30年 5月 1日 更新許可

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

株式会社 リスト

再コピー赤印なきものは無効

備考

「5. 積替え許可の有無」には、政令市の許可を記載した。

別 表

金属等を含む特定有害産業廃棄物

積替保管を含まないものの別表

産廃物の種類 金属等の名称	鉍	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ
	さい						
水銀又はその化合物	○	○	△	△	○	○	○
カドミウム又はその化合物	○	○	○	△	○	○	○
鉛又はその化合物	○	○	○	△	○	○	○
有機燐化合物	△	△	△	△	○	○	○
六価クロム化合物	○	○	○	△	○	○	○
砒素又はその化合物	○	○	○	△	○	○	○
シアン化合物	△	△	△	△	○	○	○
ポリ塩化ビフェニル	△	△	△	△	—	—	—
トリクロロエチレン	△	△	△	○	○	○	○
テトラクロロエチレン	△	△	△	○	○	○	○
ジクロロメタン	△	△	△	○	○	○	○
四塩化炭素	△	△	△	○	○	○	○
1・2-ジクロロエタン	△	△	△	○	○	○	○
1・1-ジクロロエチレン	△	△	△	○	○	○	○
シス-1・2-ジクロロエチレン	△	△	△	○	○	○	○
1・1・1-トリクロロエタン	△	△	△	○	○	○	○
1・1・2-トリクロロエタン	△	△	△	○	○	○	○
1・3-ジクロロプロペン	△	△	△	○	○	○	○
チウラム	△	△	△	○	○	○	○
シマジン	△	△	△	○	○	○	○
チオベンカルブ	△	△	△	○	○	○	○
ベンゼン	△	△	△	○	○	○	○
セレン又はその化合物	○	○	○	△	○	○	○
1・4-ジオキサン	△	—	△	—	—	—	—
ダイオキシン類	△	○	○	△	—	—	—

備考：「○」は、取り扱うことのできるものを、「—」は、取り扱うことのできないものを示す。